

高島コワーキングスペース利用規約

高島町（以下「町」という。）が管理・運営する「高島コワーキングスペース」（以下「当施設」という。）の利用に関し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という。）を定める。

（目的）

第1条 当施設は、個人作業だけではなく、協業、共創の場として利用者の事業活動の振興を図るとともに、町の子育て支援事業と連携し、仕事と子育ての両立やワーク・ライフ・バランスの実現を図るなど、新しい働き方をする多様な人材の活躍の場を提供し、もって町の産業振興に資することを目的とする。

（利用申込み）

第2条 当施設の利用希望者は、町が指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、利用を申し込むものとする。

（使用料）

第3条 利用者は町が別に定める使用料を所定の方法で支払うものとする。

（利用の停止）

第4条 町は利用者が次の各号に該当する場合は、利用を停止することができる。

- （1）利用者が次に掲げるいずれかの行為を行った場合
 - （ア）法律に反する行為又は反する恐れのある行為
 - （イ）反社会的勢力が関係する一切の事業
 - （ウ）政治活動及び宗教活動
 - （エ）マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業
 - （オ）不正なアクセス
 - （カ）本規約に反する行為
- （2）公序良俗に反すると町が判断した行為
- （3）使用料の支払いを行わない場合
- （4）その他町が不相当と認めた場合

（利用の制限）

第5条 町が管理運営上必要と認めた場合は、当施設の全部又は一部の利用を制限する場合がある。

（免責事項）

第6条 利用者は、自己の責任において当施設を利用するものとし、町は、町に故意又は重

大な過失がある場合を除き、当施設内で発生した人的・物的損害について一切責任を負わないものとする。

(弁済)

第7条 当施設の諸設備を汚損、破壊、紛失した場合及び町の指示に協力しない場合、損害の弁済を要求することがある。

(個人情報の取り扱い)

第8条 利用者から提供された個人情報について、町は運営を委託する事業者以外には、利用者の同意なしに第三者に提供しないこととする。

(規約外事項)

第9条 本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、町がこれを定める。

附則

本規約は令和4年4月27日から施行する。